

【評価】

◎：抜本的な対策が必要と思われる、○：速やかに補修が必要と思われる
△：人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（31／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価		
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ															⑨ P C定着部の異常	⑩ 路面の凹凸
151	2355号橋		BOX	2.8m	上部道・盛土法面												D	B							ガードレール	【緊急輸送道路の指定：無】 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・地覆と躯体の打継目に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、局部的であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。			
					内面														A	A	A								
					躯体																	A	A	A				A	1.05m
152	2356号橋		BOX	3.0m	上部道・盛土法面												B	B							ガードレール	【緊急輸送道路の指定：無】 ・側壁にうきが確認されたが、早期に剥落する可能性は低いと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食および変形が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・地覆と躯体の打継目に遊離石灰を伴うひびわれ、漏水が確認されたが、進行が遅いと考えられるため経過観察とする。			
					内面														A	B	A								
					躯体																	A	A	A				A	1.05m
153	2358号橋		BOX	2.8m	上部道・盛土法面												B	A							ガードレール	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面														A	A	A								
					躯体																	C	A	A				A	1.05m
154	2359号橋		BOX	2.8m	上部道・盛土法面												D	B							ガードレール	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・側壁に鉄筋露出が確認されたが、軽微であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・路面に剥離が確認されたが、軽微であることから経過観察とする。			
					内面														A	B	A								
					躯体																	C	A	A				A	1.05m
155	卵子橋		BOX	2.9m	上部道・盛土法面												B	A							ガードレール	【緊急輸送道路の指定：無】 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面														A	A	A								
					躯体																		A	A				A	A

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（32／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価	
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ															⑨ P C 定着部の異常
156	玉子小橋		BOX	4.2m	上部道・盛土法面																			ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面																							
					躯体																							
157	2363号橋		BOX	2.8m	上部道・盛土法面																			ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					内面																							
					躯体																							
158	2401号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面																			ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面																							
					躯体																							
159	2402号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面																			ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面																							
					躯体																							
160	2403号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面																			ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面																							
					躯体																							

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（33／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価										
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ															⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸	⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状						
161	中原橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面											D	B							ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食、変形および欠損が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・ガードレールの支柱基部の地覆に欠損が確認されたが、車両の衝突による水路への転落を防止するために補修を行うことが望ましい。												
					内面																									A	A	A					
					躯体																											C	C	A	A	0.85m	
162	2405号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面											B	B							ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・地覆にひびわれが確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。												
					内面																									A	A	A					
					躯体																											B	A	B	A	0.85m	
163	浮合橋		橋	9.8m	主桁					a	無			無		・高欄:変形・欠損c									高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・高欄に欠損が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。											
					横桁					a	無			無																							
					床版						無	無	a	無																							
					下部工					b	無			無															無								
					支承																							無									
					路面										無																						
164	713号橋		BOX	5.6m	上部道・盛土法面											A	A							高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・損傷がなく健全である。												
					内面																									A	A	A					
					躯体																												A	A	A	A	1.25m
165	2423号橋		BOX	6.3m	上部道・盛土法面											A	A							ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・目地部に漏水跡が確認されたが、軽微であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。												
					内面																									A	A	A					
					躯体																												B	A	B	A	1.00m

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（34／40）

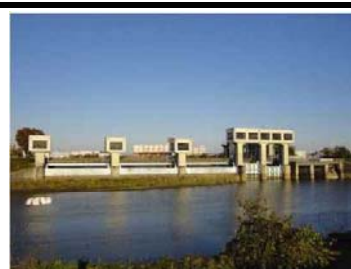
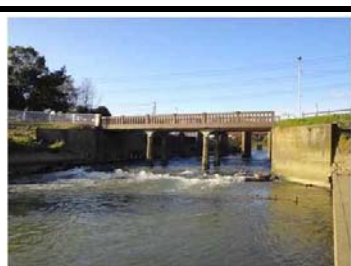
整理 番号	橋 梁 名	写 真	橋 or BOX	橋 長	部 位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領 (案) H19.5 国総研」 で評価できない損傷 は、「橋梁定期点検要 領(案) H16.3 国交 省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・ 沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下は ないか？	② コンクリート片の落下の危険性は ないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはな いか？	② 横断方向全体に亘るクラックはな いか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含 む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防 護 柵 形 状・高 さ （路面 からの高 さ m）	点 検 結 果	評 価			
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状	
166	2424号橋		橋	5.4m	主桁					a	無			無			・主桁:漏水・滯水(漏水跡)e ・下部工 伸縮装置: 漏水・滯水(漏水跡)e ・路面:土砂詰まり e									—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋座に漏水跡が確認されたが、下部工本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。				
					横桁																										
					床版																										
					下部工					a	無			無		無															
					支承											無															
					路面										無																
167	2425号橋		橋	5.4m	主桁					a	無			無			・主桁:漏水・滯水(漏水跡)e ・下部工:変形・欠損 (すりへり・浸食)c										—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋台堅壁に水流による浸食と思われる損傷が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					横桁																										
					床版																										
					下部工					a	無			無		無															
					支承											無															
					路面										無																
168	2426号橋		橋	5.4m	主桁					a	無			無			・主桁:漏水・滯水(漏水跡)e ・下部工:変形・欠損 (すりへり・浸食)c 伸縮装置: 漏水・滯水(漏水跡)e ・伸縮装置:その他 (植生)c										—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・床版下面に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋台堅壁に水流による浸食と思われる損傷が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋座に漏水跡が確認されたが、下部工本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・伸縮装置部に植生が確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。			
					横桁																										
					床版																										
					下部工					a	無			無		無															
					支承											無															
					路面										有																
169	玉子橋		橋	33.7m	主桁					c	有			無			・親柱基礎:破損 e ・舗装:舗装の異常 (ひびわれ 幅5mm未満) e										高欄 0.68m	◎	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁、下部工に鉄筋露出が確認されたが、断面減少が生じている箇所があるため補修を行うことが望ましい。 ・下部工に剥離が確認されたが、損傷が大きいことから補修を行うことが望ましい。 ・路面に凹凸、ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため当面の間は経過観察でよいが、維持工事において補修を行うことが望ましい。 ・支承(台座コンクリート)に欠損が確認されたが、損傷が進行した場合には落橋の恐れもあることから、補修を行うことが望ましい。 ・橋梁本体は老朽化が進んでおり、大型車の通行は構造本体に悪影響を与えるため、車両荷重制限を行うことが望ましい。 ・本橋においては、今後発生すると思われる大地震に備え、抜本的な対策が必要である。		
					横桁					a	無			無																	
					床版						無	無	a	無																	
					下部工					c	有			無		無															
					支承											有															
					路面										有																
170	2427号橋		橋	5.6m	主桁					a	無			無													—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					横桁																										
					床版																										
					下部工					b	無			無		無															
					支承											無															
					路面										無																

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎：抜本的な対策が必要と思われる、○：速やかに補修が必要と思われる
△：人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（35／40）

整理 番号	橋 梁 名	写 真	橋 or BOX	橋 長	部 位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価						
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状				
171	2428号橋		橋	5.4m	主桁					a	無			無			・主桁：漏水・滞水（漏水跡）e ・下部工：変形・欠損（すりへり・浸食）c 漏水・滞水（漏水跡）e ・伸縮装置：その他（植生）e									—	【緊急輸送道路の指定：無】 ・床版下面に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋台堅壁に水流による浸食と思われる損傷が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・伸縮装置部に植生が確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。							
横桁																																		
床版																																		
下部工					a	無			無			無																						
支承													無																					
路面												無																						
172	たちばな橋		橋	6.6m	主桁					b	無			無			・排水柵：土砂詰まり e（3か所）										高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・床版下面にひびわれが確認されたが、局部的であり構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。	1.09m					
横桁																																		
床版																																		
下部工					a	無			無			無																						
支承													無																					
路面												有																						
173	行幸水門橋		橋	87.0m	主桁	b	無	無	無								・排水管：腐食b										高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・主桁、横桁に腐食が確認されたが、局部的であり構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・排水管に腐食が確認されたが、軽微であることから経過観察とする。	1.25m					
横桁	b	無	無	無																														
床版												無	無	a	無																			
下部工										c	無			無		無																		
支承																無																		
路面													無																					
174	2-1号橋		BOX	2.9m	上部道・盛土法面												C	A							ガードレール	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版、側壁にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・BOX本体と取付擁壁との開きが確認されたが、開きが大きいことから、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・目地材のうき、ひびわれが確認されたが、損傷が大きいため、速やかに補修を行うことが望ましい。 ・地覆に破損が確認されたが、構造上問題は無いため、当面の間は経過観察でよいが、維持工事において補修を行うことが望ましい。	0.83m							
内面																A													A	C				
躯体																															A	B	B	B
175	権現堂橋		橋	18.0m	主桁					a	無			無			・排水管孔周囲：漏水・滞水（漏水跡） e ・側溝：土砂詰まり e										高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・床版に鉄筋露出が確認されたが、断面減少が生じている箇所があるため補修を行うことが望ましい。 ・舗装がオーバーレイされており、排水装置が機能していないため、維持工事において補修を行うことが望ましい。 ・橋梁本体は老朽化が進んでおり、大型車の通行は構造本体に悪影響を与えるため、車両荷重制限を行うことが望ましい。 ・本橋においては、今後発生すると思われる大地震に備え、抜本的な対策が必要である。	◎					
横桁																																		
床版											有	無	a	無																				
下部工										a	無			無		無																		
支承																無																		
路面													無																					

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（36／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価	
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ															⑨ P C 定着部の異常
176	1109号橋		BOX	1.9m	上部道・盛土法面											A	A							メッシュフェンス 1.10m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版、側壁の目地に目違いが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					内面													A	A	B								
					躯体																A	A	B				A	
177	1530号橋		橋	2.5m	主桁					a	無			無										ネットフェンス 1.10m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁間に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					横桁																							
					床版						無	無	a	無														
					下部工					a	無			無		無												
					支承											無												
					路面									有														
178	1922号橋		BOX	3.8m	上部道・盛土法面											D	B							ガードレール 0.98m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版、側壁にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・地覆に鉄筋露出が確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。			
					内面													A	A	A								
					躯体																B	B	B				A	
179	1927号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面											B	A							ガードレール 0.97m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰、ひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面													A	A	A								
					躯体																C	B	A				A	
180	1933号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面											D	B							ガードレール 0.92m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰、ひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食、変形および欠損が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面													A	A	A								
					躯体																B	B	A				A	

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（37／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価		
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ PC定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状
181	1977号橋		橋	2.3m	主桁					a	無			無			・桁間：漏水・滞水（漏水跡）e									—	【緊急輸送道路の指定：無】 ・桁間に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					横桁																									
					床版																									
					下部工					a	無			無		無														
					支承											無														
					路面										無															
182	1538号橋		橋	2.3m	主桁					a	無			無			・桁間：漏水・滞水（漏水跡）e									—	【緊急輸送道路の指定：無】 ・桁間に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。			
					横桁																									
					床版																									
					下部工					a	無			無		無														
					支承											無														
					路面										有															
183	1940号橋		BOX	2.6m	上部道・盛土法面												A	A							ガードレール	0.99m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・損傷がなく健全である。			
					内面															A	A	A								
					躯体																	A	A	A					A	
184	1941号橋		BOX	2.6m	上部道・盛土法面												B	A							ガードレール	0.99m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・地覆にひびわれ、漏水が確認されたが、軽微であり構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					内面															A	A	A								
					躯体																	A	A	A					A	
185	1471号橋		橋	2.0m	主桁					a	無			無			・桁間：漏水・滞水（漏水跡） e ・防護柵：変形・欠損 e									メッシュフェンス	0.93m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・桁間に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・メッシュフェンスの支柱基部の基礎に欠損が確認されたが、車両の衝突による水路への転落を防止するために補修を行うことが望ましい。		
					横桁																									
					床版																									
					下部工					a	無			無		無														
					支承											無														
					路面										無															

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎：抜本的な対策が必要と思われる、○：速やかに補修が必要と思われる
△：人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（38／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。	①	②	①	②	③	①	②	③	④	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価		
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸		⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？				③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？
186	744号橋		BOX	5.6m	上部道・盛土法面												A	A								高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・損傷がなく健全である。			
				内面														A	A	A										
				躯体																	A	A	A	A						
187	1599号橋		橋	2.4m	主桁					a	無		無													—	【緊急輸送道路の指定：無】 ・桁間に漏水が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。	△		
				横桁					a	無		無																		
				床版																										
				下部工					a	無		無		無																
				支承										無																
				路面									無																	
188	宇和田公園橋		橋	61.0m	主桁					a	無		無													高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・歩道面に凹凸が確認されたが、歩行者の安全性のために早期に補修を行うことが望ましい。 ・高欄に欠損が確認されたが、補修済みである。	△		
				横桁					a	無		無																		
				床版						無	無	a	無																	
				下部工					b	無		無		無																
				支承										無																
				路面									有																	
189	鑄吉橋		橋	7.0m	主桁					a	無		無													ガードレール	【緊急輸送道路の指定：無】 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食、変形が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。	0.72m		
				床版						無	無	a	無																	
				横桁																										
				下部工					a	無		無		無																
				支承										無																
				路面									有																	
190	1396号橋		橋	5.0m	主桁	c	無	無	無																	高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・主桁、床版に腐食が確認されたが、板厚減少が生じていないと思われるため経過観察とする。 ・防護柵に腐食が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。	0.75m		
				横桁																										
				床版	c	無	無	無																						
				下部工					a	無		無		無																
				支承										無																
				路面									無																	

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎：抜本的な対策が必要と思われる、○：速やかに補修が必要と思われる
△：人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（39／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価			
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸		⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？				③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	
191	1178号橋		BOX	2.4m	上部道・盛土法面													B	B							高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・地覆にひびわれ、遊離石灰および欠損が確認されたが、軽微であり構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・高欄に腐食が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。				
				内面															A	A	A										
				躯体																		A	A	A	A				1.08m		
192	浅間橋		橋	41.2m	主桁					a	無			無			下部工：添架管 その他（変位） e									高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・床版に遊離石灰が確認されたが、問詰部であり構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・歩道面に凹凸が確認されたが、歩行者の安全性のために早期に補修を行うことが望ましい。	△			
				横桁					a	無			無																		
				床版						無	無	c	無																		
				下部工					a	無			無		無																
				支承												無															
				路面										有																	
193	古浅間橋		橋	41.7m	主桁					a	無			無			・排水桝：土砂詰まり e									高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・歩道面に凹凸が確認されたが、歩行者の安全性のために早期に補修を行うことが望ましい。 ・1箇所ゴム支承が回転しているように思われるため、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。	△			
				横桁					a	無			無																		
				床版						無	無	a	無																		
				下部工					a	無			無		無																
				支承												有															
				路面										有																	
194	新稲荷橋		橋	13.1m	主桁					a	無			無			・地覆：ひびわれ c ・排水桝（路肩）：土砂詰まり e ・防護柵：腐食 b									高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・高欄に腐食が確認されたが、軽微であることから経過観察とする。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。				
				横桁																											
				床版						無	無	a	無																		
				下部工					a	無			無		無																
				支承												無															
				路面											無																
195	1-17号橋		BOX	5.7m	上部道・盛土法面													A	A							高欄	【緊急輸送道路の指定：有（1-17号線）】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。				
				内面															A	A	A										
				躯体																		B	A	A	A				1.11m		

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

◎:抜本的な対策が必要と思われる、○:速やかに補修が必要と思われる
△:人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（40／40）

[illegible]

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2)「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。